

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 3 2 号

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年四日市市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（こども未来部保育幼稚園課）